

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2019年度）

住 所 富山市桜町1丁目1番36号

事業者名 富山地方鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 辻川 徹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
荻生駅	・駅舎及びホームを移転新築するに伴い、スロープを設置し完全バリアフリー化を図った。(2019年度)	計画通り実施済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・事前に高齢者や障害者等の利用者により具体的な日時・乗降場所の連絡を受けた場合の乗降支援体制を構築する。(2019～2020年度)	乗務員への指示体制の要綱作成の準備を行った。(2019年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設のウェブ掲載	駅設備のバリアフリー状況等の情報を沿線自治体等のウェブサイト等への掲載を依頼し、情報の拡充を行う。(2019年度)	富山県及び富山市のウェブサイトへ掲載済み(2019年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	全乗務員を対象とした接遇向上キャンペーンを実施し、各々の乗務員の接客状況を把握し、指導を実施する。(2019年度)	年4回の接遇向上キャンペーンを実施し、自己評価を行った。(2019年度)

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・メールや電話で寄せられる利用者からの意見や苦情を社内で共有するとともに、改善に活用する。 ・戸別訪問事業を実施し、その際に周辺駅の設備等について情報を提供する。

(3) その他

--

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（2020年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在地 都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
駅	線	県市	人						基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
電鉄富山	本	富山県、富山市	8,370			○	3	3	1 (1)	1 (1)			○		×	○	×	3	○
稲荷町	本、不二越	富山県、富山市	1,217				3						○		×	○	×		
新庄田中	本	富山県、富山市	170	○	○	○	1	1				1 (1)	○		-	-	-		○
東新庄	本	富山県、富山市	978				2	1				1 (1)			×	×	×		
越中荏原	本	富山県、富山市	2,028			○	1	1				1 (1)	○		○	○	×		
越中三郷	本	富山県、富山市	522	○			2								×	×	-		
越中舟橋	本	富山県、中新川郡	603				2	1				1 (1)	○		×	○	-		
寺田	本、立山	富山県、中新川郡	360				3						○		×	×	-		
越中泉	本	富山県、中新川郡	68	○			1								-	-	-		
相ノ木	本	富山県、中新川郡	244	○			1								-	-	-		
新相ノ木	本	富山県、中新川郡	145	○	○	○	1	1				1 (1)	○		○	-	-		○
上市	本	富山県、中新川郡	1,862			○	2	2							×	×	×		
新宮川	本	富山県、中新川郡	106	○		○	1	1				1 (1)			×	-	-		
中加積	本	富山県、滑川市	261	○			2								-	-	-		
西加積	本	富山県、滑川市	54	○			1								-	-	-		
西滑川	本	富山県、滑川市	321	○			1								×	×	-		
中滑川	本	富山県、滑川市	793			○	1	1				1 (1)	○		○	○	-		
滑川	本	富山県、滑川市	351	○			1								-	-	-		
浜加積	本	富山県、滑川市	89	○			1								-	-	-		
早月加積	本	富山県、滑川市	112	○			2								-	-	-		
越中中村	本	富山県、滑川市	8	○			1								-	-	-		
西魚津	本	富山県、魚津市	153	○			2								×	-	-		
電鉄魚津	本	富山県、魚津市	609		○	○	1	1	1 (1)				○		○	○	-		○
新魚津	本	富山県、魚津市	1,519				1						○		×	×	×		
経田	本	富山県、魚津市	926				1								○	-	-		
電鉄石田	本	富山県、黒部市	250	○			2								○	-	-		
電鉄黒部	本	富山県、黒部市	744				2								×	○	×		
東三日市	本	富山県、黒部市	362				1								×	×	-		
荻生	本	富山県、黒部市	72	○	○	○	1	1				1 (1)	○		○	-	-	1	○
長屋	本	富山県、黒部市	27	○			1								-	-	-		
新黒部	本	富山県、黒部市	348		○	○	1	1				1 (1)	○		○	-	-	1	○

舌山	本	富山県、黒部市	69	○			2							-	-	-			
若栗	本	富山県、黒部市	61	○			1							-	-	-			
栃屋	本	富山県、黒部市	77	○			1							-	-	-			
浦山	本	富山県、黒部市	255	○			1							×	-	-			
下立口	本	富山県、黒部市	45	○		○	1	1				1 (1)		-	-	-			
下立	本	富山県、黒部市	89	○			1							×	-	-			
愛本	本	富山県、黒部市	235	○			1							-	-	-			
内山	本	富山県、黒部市	178	○			2							-	-	-			
音沢	本	富山県、黒部市	73	○			1							-	-	-			
宇奈月温泉	本	富山県、黒部市	828			○	1	1					○	○	○	×	1	○	
稚子塚	立山	富山県、中新川郡	65	○			1							-	-	-			
田添	立山	富山県、中新川郡	47	○			1							-	-	-			
五百石	立山	富山県、中新川郡	827			○	2	2				3 (3)	○	○	○	×		○	
榎町	立山	富山県、中新川郡	384				1							×	-	-			
下段	立山	富山県、中新川郡	90	○			1							-	-	-			
釜ヶ淵	立山	富山県、中新川郡	246	○			1							×	-	-			
沢中山	立山	富山県、中新川郡	72	○			1							-	-	-			
岩峠寺	立山、上滝	富山県、中新川郡	393				3							×	×	-			
横江	立山	富山県、中新川郡	54	○			1							-	-	-			
千垣	立山	富山県、中新川郡	118	○			1							×	-	-			
有峰口	立山	富山県、富山市	86	○			1							×	-	-			
本宮	立山	富山県、富山市	31	○			1							×	-	-			
立山	立山	富山県、中新川郡	560			○	2	2						×	○	×			
栄町	不二越	富山県、富山市	149	○	○	○	1	1				1 (1)	○	-	-	-	1	○	
不二越	不二越	富山県、富山市	370			○	1	1				1 (1)		-	-	-			
大泉	不二越	富山県、富山市	205	○			1							×	-	-			
南富山	不二越、上滝	富山県、富山市	1,276				1						○	○	×	×			
朝菜町	上滝	富山県、富山市	106	○			1							-	-	-			
上堀	上滝	富山県、富山市	270	○			1							-	-	-			
小杉	上滝	富山県、富山市	381			○	1	1				1 (1)		-	-	-			
布市	上滝	富山県、富山市	256	○			1							×	-	-			
開発	上滝	富山県、富山市	306	○			1							-	-	-			
月岡	上滝	富山県、富山市	116	○			1							-	-	-			
大庄	上滝	富山県、富山市	194	○			1							×	-	-			
上滝	上滝	富山県、富山市	344				1							×	-	-			
大川寺	上滝	富山県、富山市	129	○			1							×	-	-			
下奥井	富山港	富山県、富山市	414	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
粟島	富山港	富山県、富山市	618	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○

越中中島	富山港	富山県、富山市	381	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
城川原	富山港	富山県、富山市	675	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
犬島新町	富山港	富山県、富山市	341	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
蓮町	富山港	富山県、富山市	1,074	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
萩浦小学校前	富山港	富山県、富山市	384	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
東岩瀬	富山港	富山県、富山市	363	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
競輪場前	富山港	富山県、富山市	168	○	○	○	2	2				2 (2)	○	○	-	-	-	2	○
岩瀬浜	富山港	富山県、富山市	691	○	○	○	1	1				1 (1)	○	○	-	-	-	1	○
(合計) 計 駅				54駅	16駅	27駅	107	43	4基 (4)	1基 (1)	0基	35箇所 (35)	26駅	10駅	11駅	10駅	0駅	26箇所	19駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。